

総行行第172号  
国住指第2525号  
平成19年10月9日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

国土交通省住宅局長

#### 改正建築基準法の施行に伴う建築確認等の手続きの円滑化について

本年6月20日に、構造計算書偽装問題の再発防止等を図るため、構造計算適合性判定制度の導入、建築確認申請図書等の大幅な見直し・拡充等を内容とする改正建築基準法が施行されたところであります。本改正は同問題を踏まえ、確認検査の厳格化に係る各般の措置を内容とするものでありますが、改正内容について設計者、建築確認審査担当者等の関係者が熟知していないこと、行政実例が蓄積されていないこともあり、建築確認等の手続きが大幅に遅延し、建築着工が激減している現状にあります。

貴職におかれましては、確認検査の厳格化の趣旨に留意しつつ、下記の措置を講じることにより、建築確認等の手続きのより一層の円滑化を図っていただきますようお願いいたします。また、この旨貴都道府県内の特定行政庁に対して周知方お願いいたします。

#### 記

1. 改正建築基準法の運用に係る情報の共有、確認審査等に係る運用の統一を図るため、貴都道府県内の特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関等に対する説明会を開催する等必要な措置を講じていただきたいこと。
2. 今回の改正の趣旨、内容の周知徹底を図るため、貴都道府県内の建築主側、設計・施工側の関係団体に対する説明会を開催するとともに、当該関係団体に対し、会員に対する周知徹底を図るよう要請していただきたいこと。

3. 相談窓口を設置するなど、設計者、施工者等からの法令解釈、申請図書の記載方法等に係る相談についてきめ細かく対応していただきたいこと。また、設計者、施工者等が今回の改正の趣旨、内容について十分に習熟するまでの間、具体の建築確認申請事案に関する事前相談を受け付けるとともに、貴都道府県内の特定行政庁及び貴職指定の指定確認検査機関においても同様の措置を講ずるよう要請することにより、確認検査に係る審査の円滑化を図っていただきたいこと。
4. これまで日本建築行政会議等と協力して講じてきた改正建築基準法の運用に係る各般の情報提供等について、再度、貴都道府県内の建築主側、設計・施工側の関係団体、特定行政庁並びに貴職指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して徹底していただきたいこと。
5. 今回の改正の趣旨を住民及び企業等に広く周知するため、広報誌等を積極的に活用するとともに、商工会議所等へ協力を求めていること。貴都道府県内の市町村にも同様の措置を講ずるよう要請していただきたいこと。